

観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項

平成31年4月1日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

(1) 地域計画等

補助事業者は、文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び Destination Management/Marketing Organization (DMO) 等の民間団体等で構成する協議会等とする。

(2) 世界文化遺産

補助事業者は、世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される協議会等とする。

(3) 日本遺産

補助事業者は、日本遺産の構成文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）等によって構成される協議会等とする。

(4) ユネスコ無形文化遺産

補助事業者は、地方公共団体及びユネスコ無形文化遺産の保護団体（保存会）等によって構成される協議会等とする。

(5) 地域文化遺産

補助事業者は、地域の文化財の所有者若しくは保護団体（保存会等）によって構成される協議会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とし、その中の用語の明細は別紙1のとおりとする。

(1) 情報コンテンツ作成事業

文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備

(2) 活用整備事業

文化財の活用にあつては、設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備。但し、2. (1) 地域計画等及び(3) 日本遺産に限る。

(3) 上記の事業を構想するために必要な取組

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

(1) 情報コンテンツ作成事業

(2) 活用整備事業

(3) 上記の事業計画を構想するために必要な経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

(1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持

向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2) 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

- 1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額
実績がない場合は当該年度の収入見込額
- 2) 個人の場合＝前年分の収入額

(3) 協議会等に観光庁に登録された日本版DMO（日本版DMO候補法人は除く）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(4) 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(別紙1)

区 分	内 容
文化財に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備 文化財の活用に資する設備等整備及び広域文化観光に必要な施設整備	ホームページ及びアプリ、パンフレット、映像資料の作成・発信、案内・解説設備の整備 等 便所等の設備等整備 等 (2.(1)地域計画等の場合) 飲食・宿泊施設、観光案内所等への設備等整備 等

(別紙2)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明		
地域文化財総合活用推進事業	ア 情報コンテンツ作成事業	事業費	賃金	会場整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ " "		
				資料整理等賃金			
				作業員賃金			
			ウ ア及びイの事業計画を構想するために必要な取組		共済費	傷害保険	
						報償費	
					原稿執筆謝金		
					会議出席謝金		
					旅費	出演料	
						〇〇謝金	
					使用料及び借料	普通旅費	
	費用弁償						
	会場借料						
	イ 活用整備事業	本工事費	賃金	自動車等借上料	振込手数料等		
				〇〇借料			
				〇〇損料			
			役務費	通信運搬費			
				現像焼付料			
			委託費	振込手数料			
				〇〇委託費			
			請負費	請負費			
備品購入費			備品購入費				
原材料費			〇〇費				
需用費	消耗品費						
	印刷製本費						
		賃金	土木賃金	臨時に雇用する場合のみ			
			資料整理等賃金				
		共済費	労災保険				
			〇〇保険				
		報償費	〇〇委員謝金				
			旅費		普通旅費		
		特別旅費					
費用弁償							
使用料及び借料	借料及び損料						
	〇〇損料						
役務費	通信運搬費						
	手数料						
委託費	振込手数料						
	試験委託費						
					振込手数料等		

			調査委託費 測量委託費 設計監理費 ○○委託費
		工事請負費	請負費
		備品購入費	備品購入費
		原材料費	工事材料費
		需用費	印刷製本費 消耗品費 燃料費 光熱水料